



各 位

平成 21 年 2 月 10 日

株式会社 LDH

旧経営陣および元会計監査人社員に対する民事訴訟における請求拡張のお知らせ

株式会社 LDH（平成 20 年 8 月 1 日付で㈱ライブドアホールディングスより社名変更：以下「当社」）は、本日、東京地方裁判所に、当社元代表取締役社長 堀江貴文氏、同元取締役 宮内亮治氏を含む旧経営陣 5 名、並びに元会計監査人社員 2 名、の計 7 名を被告とする損害賠償請求訴訟（平成 20 年 8 月 11 日付提起）において、請求を拡張する申立てを行いました。

これは、平成 21 年 1 月 22 日付で、東京地方裁判所からの職権による和解勧告に基づき、当社と株式会社フジ・メディア・ホールディングスとの間で和解が成立し、当社が本日、金 310 億 5442 万 8000 円を支払ったことを原因とするものです。この訴訟上の和解に基づく支払いは、被告ら 7 名の法令違反行為により、当社が被った損害であることは明白であることから、被告らに対し連帯して当社に賠償するよう請求するものです。

訴訟提起時の請求額

- ・ 金 35 億 2330 万 3120 円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金

今回拡張する請求額

- ・ 金 310 億 5442 万 8000 円及びこれに対する請求の趣旨拡張申立書送達の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金

拡張後の請求総額

- ・ 金 345 億 7773 万 1120 円及びこれに対する上記各遅延損害金

なお、当社へは株式会社フジ・メディア・ホールディングスとの間の訴訟以外に、旧証券取引法第 21 条の 2 及び民法第 709 条等に基づき、法人・個人の投資家より、複数の損害賠償請求訴訟が提起され、現在全ての訴訟において係争中でございます。

これらの係属中の民事訴訟については、株式会社フジ・メディア・ホールディングスとの間の訴訟と異なり、いずれも株式流通市場における当社の責任を問われているものであり、紛争の性質が異なっているものと理解しております。従って、当社といたしましては、引き続き全力を挙げて争う所存であり、今後とも法廷の場において当社の主張を訴えてまいります。

以上

－ 本件に関するお問合せ先 －
株式会社 LDH 広報・IR グループ
電話：03－5155－1011（直通）